

平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長 日本橋税務署 税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）  給与の支払者の 所在地（住所）	(株) ジェネラリスト  東京都港区芝浦1-1-1	(フリガナ) あなたの氏名 清藤 道重  あなたの住所 又は 居所 東京都世田谷区中町5-4-X	組織 111000000 本社総務人事部 キョフツ' ミツゲ 社員コード 19000001	1 頁 給与の支払者受付印
--------------------------	---	---------------------------------	--	---	------------------

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

生命保険料控除	保険会社等の名称		保険等の種類		保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名		保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印		
	かんぽ生命		終身		終身	清藤 道重		清藤 清子		配偶者	新・旧	36,200 円	①	
一般の生命保険料	ジェネラリスト生命		終身		終身	清藤 道重		清藤 清子		配偶者	新・旧	9,200 円		②
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A		9,200 円		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)		9,200 円		計(①+②)	
介護医療保険料	平成共済		積立介護		30年	清藤 道重		清藤 道重		本人	新・旧	5,500 円	④	
	(a)の金額の合計額		C		5,500 円		Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)		5,500 円			計(④+⑤)
個人年金保険料	ジェネラリスト生命		確定年金		15年	清藤 道重		清藤 道重		本人	新・旧	6,200 円	⑤	
	ジェネラリスト生命		終身年金		終身	清藤 道重		清藤 道重		本人	新・旧	25,000 円		⑥
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D		25,000 円		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)		22,500 円		計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円)	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E		6,200 円		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円)		6,200 円		計(⑤+⑥)	⑦ (最高50,000円)	28,700 円
計算式Ⅰ(新保険料等)				計算式Ⅱ(旧保険料等)				生命保険料控除額		計(⑦+⑧+⑨)				
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		74,000 円						
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額								
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円								
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円								
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円								
地震保険料控除	保険会社等の名称		保険等の種類(目的)		保険期間	保険等の契約者の氏名		保険等の対象となった		地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印		
	安心損保		地震		3年	清藤 道重		清藤 道重		本人	地震	35,000 円	⑩	
(A)のうち地震保険料の金額の合計額		B		35,000 円		(A)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額		C		円		⑪		
地震保険料控除額		Bの金額		(最高50,000円)		Cの金額		Cの金額が10,000円を超える場合はC×1/2+5,000円		(最高15,000円)			(最高50,000円)	
社会保険料控除	社会保険の種類		保険料支払先の名称		保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支払った保険料の金額		小規模企業共済等掛金控除		あなたが本年中に支払った掛金の金額			
					氏名		円		種別		円			
								独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金		円				
								個人型又は企業型年金加入者掛金		円				
								心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		円				
						合計(控除額)		合計(控除額)		円				

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

配	あなたの本年中の合計所得金額の見積額		円																																				
	(フリガナ) 配偶者の氏名																																						
偶	あなたが配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。																																						
者	○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。																																						
特	○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。																																						
別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額等(a)</th> <th>必要経費等(b)</th> <th>所得金額(a-b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業所得</td> <td></td> <td>650,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得</td> <td></td> <td></td> <td>(退職所得控除額)</td> </tr> <tr> <td>①-⑥以外の所得</td> <td></td> <td></td> <td>(うち特別控除額 円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)</td> <td>A 円</td> </tr> </tbody> </table>			所得の種類	収入金額等(a)	必要経費等(b)	所得金額(a-b)	給与所得	円	円	円	事業所得		650,000		雑所得				配当所得				不動産所得				退職所得			(退職所得控除額)	①-⑥以外の所得			(うち特別控除額 円)	配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A 円
所得の種類	収入金額等(a)	必要経費等(b)	所得金額(a-b)																																				
給与所得	円	円	円																																				
事業所得		650,000																																					
雑所得																																							
配当所得																																							
不動産所得																																							
退職所得			(退職所得控除額)																																				
①-⑥以外の所得			(うち特別控除額 円)																																				
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A 円																																				
控	○ 配偶者特別控除額の早見表																																						
除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 欄の金額</th> <th>控除額B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0 円から 380,000 円まで</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>380,001 円から 399,999 円まで</td><td>380,000 円</td></tr> <tr><td>400,000 円から 449,999 円まで</td><td>360,000 円</td></tr> <tr><td>450,000 円から 499,999 円まで</td><td>310,000 円</td></tr> <tr><td>500,000 円から 549,999 円まで</td><td>260,000 円</td></tr> <tr><td>550,000 円から 599,999 円まで</td><td>210,000 円</td></tr> <tr><td>600,000 円から 649,999 円まで</td><td>160,000 円</td></tr> <tr><td>650,000 円から 699,999 円まで</td><td>110,000 円</td></tr> <tr><td>700,000 円から 749,999 円まで</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>750,000 円から 759,999 円まで</td><td>30,000 円</td></tr> <tr><td>760,000 円から</td><td>0 円</td></tr> </tbody> </table>			A 欄の金額	控除額B	0 円から 380,000 円まで	0 円	380,001 円から 399,999 円まで	380,000 円	400,000 円から 449,999 円まで	360,000 円	450,000 円から 499,999 円まで	310,000 円	500,000 円から 549,999 円まで	260,000 円	550,000 円から 599,999 円まで	210,000 円	600,000 円から 649,999 円まで	160,000 円	650,000 円から 699,999 円まで	110,000 円	700,000 円から 749,999 円まで	60,000 円	750,000 円から 759,999 円まで	30,000 円	760,000 円から	0 円												
A 欄の金額	控除額B																																						
0 円から 380,000 円まで	0 円																																						
380,001 円から 399,999 円まで	380,000 円																																						
400,000 円から 449,999 円まで	360,000 円																																						
450,000 円から 499,999 円まで	310,000 円																																						
500,000 円から 549,999 円まで	260,000 円																																						
550,000 円から 599,999 円まで	210,000 円																																						
600,000 円から 649,999 円まで	160,000 円																																						
650,000 円から 699,999 円まで	110,000 円																																						
700,000 円から 749,999 円まで	60,000 円																																						
750,000 円から 759,999 円まで	30,000 円																																						
760,000 円から	0 円																																						
配偶者特別控除額		B 欄の金額	万円																																				

◎ この申告書は、平成24年9月1日現在の所得税法等関係法令に基づいて作成してあります。地震保険料控除の対象とする場合には「地震」の文字を、旧長期損害保険料を対象とする場合には「旧長期」の文字のいずれか一方を○で囲んでください。